平成12年(行ケ)第169号審決取消請求事件(平成12年10月11日口 頭弁論終結)

決 Χ 代表者代表取締役 [A] 岩 訴訟代理人弁護士 誠 出 浩 外 Ш 同 勝 中 博 村 同 俊 同 林 行 昌 同 小 林 [B] 告 特許庁長官 被 [C] 指定代理人 同 ポロ/ローレン カンパニー 補助参加人 リミテ ッド パートナーシップ 代表者 [E]訴訟代理人弁理士 [F] [G]同 同 [H]文 原告の請求を棄却する。 訴訟費用は原告の負担とする。 事実及び理由

当事者の求めた裁判 第1

原告

特許庁が平成10年審判第18535号事件について平成12年4月2 7日にした審決を取り消す。 訴訟費用は被告の負担とする。

特許庁における手続の経緯

月25日、これに対する不服の審判を請求した。

被告 2

主文と同旨

当事者間に争いのない事実 第2

原告は、指定商品を商標法施行令別表による第14類「貴金属、貴金属 製食器類、貴金属製のくるみ割り器、こしょう入れ、砂糖入れ、塩振出し容器、卵立て、ナプキンホルダー、ナプキンリング、盆及びようじ入れ、貴金属製の花瓶及び水盤、貴金属製針箱、貴金属製宝石箱、貴金属製のろうそく消し及び、 ろうそく立て、貴金属製のがま口及び財布、貴金属製靴飾り、貴金属製コンパクト、貴金属製喫煙用具、身飾品 (カフスボタンを除く)、カフスボタン、宝 玉及びその模造品、宝玉の原石、時計、時計の部品及び附属品、記念カップ、 記念たて」とし、別添審決書写しの「本願商標」欄記載のとおり、円輪郭内に 山並みを背景にして馬に乗ったポロ競技の2人のプレーヤーの図形を描き、そ のプレーヤーの後部に椰子のような1本の木を上記円輪郭をはみ出して描き、 さらに上記円輪郭の下部に重ねて横長四角形を配し、その四角形内に「ELD ORADO POLO CLUB」の欧文字を書して成る商標(以下「本願商標」という。)について、平成6年8月25日に商標登録出願(商願平6-8 5318号)をし、平成7年3月1日付け手続補正書により、指定商品を第1 4類「貴金属製きせる、きせる筒、たばこ入れ、たばこケース、たばこホルダ 4類「貝金属製させる、させる同、たはこ人れ、たはこが一人、たはこがルター、灰皿、パイプ、その他の貴金属製喫煙用具、イヤリング、カフスボタン、貴金属製き章、貴金属製バックル、貴金属製バッジ、貴金属製ボンネットピン、ネクタイ止め、ネクタイピン、ネックレス、ブレスレット、ペンダント、宝石ブローチ、メダル、指輪、ロケット、その他の身飾品、時計、時計の部品及び附属品」と補正したが、不成10年10月2日

特許庁は、同請求を平成10年審判第18535号事件として審理した 平成12年4月27日、「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決を し、その謄本は、同年5月1日、原告に送達された。

審決の理由

審決は、別添審決書写し記載のとおり、本願商標をその指定商品に使用 した場合に、これに接する取引者、需要者は、その構成中の「POLO」の文 字又はポロ競技のプレーヤーの図形部分に注目し、そのデザインに係る商品に 用いられる、横長四角形中に記載された「Polo」の文字、「by RAL PH LAUREN」の文字及び馬に乗ったポロ競技のプレーヤーの図形から成る周知の各商標(以下「引用商標」という。)を連想、想起し、当該商品が アメリカ合衆国在住のデザイナーである【I】又は同人と組織的、経済的に何 らかの関係を有する者の業務に係る商品であるかのようにその商品の出所につ いて混同を生ずるおそれがあるから、本願商標は、商標法4条1項15号に該 当するとした。 第3 原告主張の審決取消事由

審決は、本願商標について商品の出所の混同のおそれの認定判断を誤っ たものであるから、違法として取り消されるべきである。 1 国内ポロブランドについて

審決は、「POLO」商標及び馬に乗ったポロ競技のプレーヤーの図形 から成る商標は、【Ⅰ】のデザインに係る商品であることを表示するものとし て周知であると認定するが、「POLO」の語を用いた商標としては、 ラルフ ・ローレン以外にも日本国内で「POLO CLUB」、「BEVERLY H ILLS POLO CLUB」、「SANTA BARBARA POLO&RACQUET CLUB」等が有名であり、これらの国内ブランドで20年 RACQUET 前より年間総売上2000億円を達成し、ラルフ・ローレンの年間300億円 の売上の数倍の市場を誇っているほか、その宣伝、広告の規模もラルフ・ロー レンの10倍を超える。そして、ラルフ・ローレンの商品が高級品として、ポ ロシャツの場合デパート等で8000円以上の価格で売られているのに対し 上記の国内ポロブランドは、それより下の中級品として若者を中心に圧倒的支

持を得ている。 これに対し、審決は、本願商標をその指定商品に使用した場合、【I】 のデザインに係る商品と混同するおそれがあると判断するが、商標の一部に「P OLO」が組み込まれたとしても、審決のいうような出所の混同を生じることはない。国内ポロブランドとラルフ・ローレンとの区別がつかないような消費 者はあらゆるブランドにおいて同様に誤認するもので、議論の対象外である。

ところで、東京高等裁判所平成12年1月27日判決(平成11年(行 ていて、米ホ同可級刊別十成 I Z 平 I 月 Z / ロ刊次(平成 I] 年(行 ケ)第253号事件、以下「別件判決」という。)は、「PALM SPRIN GS POLO CLUB」商標につき、ラルフ・ローレンに係る「POLO」 商標との関係で商品の出所混同のおそれを否定し、拒絶不服審判において請求 を不成立とした審決を取り消しており、これと同様の事実関係にある本件につ いても、この判断が尊重されるべきである。

「POLO」が一般用語であることについて

「POLO(ポロ)」の名称は、もともと、ペルシャで始まりイギリスで盛んになった乗馬球技を示すスポーツ名であり、一般用語にすぎない。このこ とは、日本国内の辞書、辞典類計414件の記載から明らかであり、外国の辞 書、事典にも同様に記載されている。他方、これらの辞書、辞典類において、

「POLO」とラルフ・ローレンの関係が記載されているものはない。 なお、被告は、ポロ競技は日本ではなじみがないスポーツであると主張 するが、日本ポロ協会は、財団法人日本体育協会の公認団体として認められて いるほか、英国チャールズ皇太子がポロ競技を好むことは有名で、多く報道されている。 れていること、アメリカ映画「プリティー・ウーマン」(1990年公開)の 主演男優【J】のポロ・シーンが同映画のヒットで有名になったこと、【K】 著作の「ポロ、その歴史と精神」が朝日新聞社より出版されていること等から、 日本においても知られているというべきである。特に、近年におけるマスコミ の発達、インターネットの普及等を考えると、実際にスポーツを行ったり観戦 することとスポーツ名としての認識が確立することとは無関係というべきであ る。

また、日本では「POLO(ポロ)」は、「ポロシャツ」の略称として普 通に用いられる言葉であり、消費者に認知されている。このことは、辞書、商 品カタログ、雑誌広告などの記載から明らかである。

3 「ELDORADO POLO CLUB」が実在のポロクラブである ことについて

本願商標の文字部分である「ELDORADO POLO CLUB」

は、アメリカ合衆国に実在する全米最大のポロクラブの名称である。原告は、同クラブと契約して、スポーツイメージのライセンス商品の展開を行うことを考え、本願商標の登録出願をしたものであって、同クラブから 本願商標の登録出願の同意を得ている。

「POLO」の登録商標について

【I】のデザインに係る商品の主力である平成3年政令第299号によ る改正前の商標法施行令の商品区分第17類についての「POLO」の登録商 式会社が「米国ポロ・ローレン社とは、契約により友好関係にあります。」と広告していること、ビバリーヒルズポロクラブが「自分たちのブランドは、ラルフ・ローレンとの共存関係を維持していくことが確認されている。」と宣伝していることからすると、【I】自身は、自己の権利を放棄し、又は他の「POLO」ブランドの存在は、何ら自己の営業活動に実害がないと表明している ものにほかならない。

第 4 被告の反論

国内ポロブランドについて

被服を始めとするファッション関連の商品に、「Polo」の文字、「b 【Î】」の文字及び「馬に乗ったポロ競技のプレーヤーの図形」などの各 標章(以下「ラルフ・ローレン標章」という。)を使用した場合には、これに接する取引者、需要者は、【I】のデザインに係る商品であると認識する。したがって、ラルフ・ローレン以外にも「POLO」の語を含む商標を使用する者が多数存在し、それらの売上がデアフ・ローレンの商品の売上と拮抗している。 るという実情があるとしても、我が国において「POLO」といえば、ラルフ ・ローレンがファッション関連の商品に使用する標章を連想、想起させるもの であるから、取引者、需要者に商品の出所についての混同を生じさせるおそれ があるというべきである。

なお、別件判決は、その認定判断に誤りがあるから、本件について参考にされるべきではない。本件と同種の事案については、東京高等裁判所の圧倒的多数の判決において、商品の出所混同のおそれがあるとされており、本件に ついても、これらの判決を参考とすべきである。

「POLO」が一般用語であることについて

原告は、「POLO」はポロ競技を示す一般用語ないしポロシャツの略 称として認知されていると主張するが、ポロ競技は、我が国においては、その 愛好者は極めて少なく、なじみの薄いスポーツである。また、仮に、「ポロ(POLO)」の語がポロシャツの略称であるということができるとしても、それ は本願商標の指定商品については、ポロシャツが含まれているものではなく、 十分に自他商品の識別機能を発揮するものである。

なお、原告は、「POLO」とラルフ・ローレンの関係を記載した辞典 類はない旨主張するが、「ランダムハウス英和大辞典(第2版)」(株式会社小 学館1998年1月10日発行、乙第1号証)には、「Polo」の語の意味 として、「商標 ポロ:米国のRalph Laurenデザインによるバッ グなどの革製品」、「ポロ→Polo by 【I】」の記載がある。

「ELDORADO POLO CLUB」が実在のクラブであること について

我が国において「ELDORADO POLO CLUB」がクラブ名 として知られているとはいえない上、これが実在するクラブであるか否かと、 それを商標として商品に使用した場合に、商品の出所混同のおそれがあるか否 かは別のことである。

4 「POLO」の登録商標について

原告主張の「POLO」の登録商標についてラルフ・ローレンが商標権者でないとしても、ラルフ・ローレン標章は、被服を始めとするファッション関連の商品分野において、【I】のデザインに係る被服等について使用される標章を総称するものとして、取引者、需要者に広く認識されているものである。また、ラルフ・ローレンが他の「POLO」ブランドの日本国内での展開に協力し、自己の営業活動に影響がないと判断することと、審決の判断する商品の出所混同のおそれとは別な次元のことである。第5 当裁判所の判断

1 商品の混同のおそれについて

(1) 乙第2~第11、第12号証の1、2、第13号証の1、2によれば、以下の事実を認めることができる。

以上の事実によれば、本願商標の商標登録出願時(平成6年8月25日)までには、ラルフ・ローレン標章は、「ポロ」(「POLO」ないし「Polo」)の商標などと呼ばれ、これを付した商品もブランドとして「ポロ」(「POLO」ないし「Polo」)と呼ばれて、紳士服、婦人服、眼鏡等のファッション関係商品について【I】のデザインに係る商品に付される商標ないしそのブランドとして著名であったことが認められる。

(2) 次に、本願商標の構成について検討するに、本願商標の図形部分は、円輪郭内に、山並みを背景にして馬に乗ったポロ競技の2人のプレーヤーの図形を描き、そのプレーヤーの後部に椰子のような1本の木を上記円輪郭をはみ出して描いたものであるところ、このうち、円輪部は商標全体の縁取りであり、山並み及び木は単なる風景であるのに対し、馬上のポロ競技者の図形が商標の中央部分に大きく表示されて看者の注意をひくところである。しかし、この馬上のポロ競技者の図形は、「ポロ」の観念を生じるが「ELDORADO POLO CLUB」という観念を想起させるものではない。

一 一方、本願商標の文字部分は、16文字から成り、また、これから生じる「エルドラドポロクラブ」の称呼は10音で構成され、その外観、称呼とも、全体が一体不可分のものとはいえない。そして、本願商標の図形部分と文字部分との結びつきも、一体不可分であると認めることはできない。

(3) 以上の認定判断に基づいて、本願商標についての商品の出所混同のおそれについて判断するに、本願商標が、その指定商品のうち「イヤリング、カフスボタン」等のファッション関連商品に使用された場合、これに接した取引者、需要者は、「ポロ」の観念を生じる上記図形及び「ポロ」の文字部分に

着目して、「ポロ」の観念を生じるラルフ・ローレン標章を想起、連想し、【I】 又は同人と組織的、経済的に何らかの関係を有する者の業務に係る商品である かのように、その出所について混同を生ずるおそれがあるというべきである。

2 原告の主張について

(1) 国内ポロブランドについて

原告は、ラルブ・ローレン標章以外にも「POLO」の語を含む商標は多数存在し、これらはラルフ・ローレンとは別のブランドとして消費者に認知されている旨主張する。

確かに、甲第2号証の1~197によれば、本願商標の商標登録出願当時、既に「POLO」の文字を含む商標が多数存在し、特に被服等を含むファッション分野の商品に使用されていたことが認められるが、これらの証拠は、本願商標とは別の商標に関するものにすぎず、本件全証拠に照らしても、本願商標がその商標登録出願当時、取引者、需要者に広く知られていたことを認めることはできない。したがって、本願商標と関係のない国内ポロブランドが多数存在しているとしても、本願商標についての商品の出所混同のおそれが否定されるものではないというべきである。

原告は、「PALM SPRINGS POLO CLUB」商標に係る別件判決の存在を指摘するが、本件とは事案を異にするものであって、上記の判断を左右するものではない。

(2) 「POLO」の語が一般用語であることについて

「POLO(ポロ)」の語は、乗馬球技であるスポーツ名を示すものであるが、前示のとおり、ラルフ・ローレン標章がラルフ・ローレンのデザインに係るファッション関連商品に付される商標としてその取引者、需要者に周知であり、これが「ポロ」の称呼及び観念を生じるから、本願商標の指定商品で本願商標を付されたものに接した取引者、需要者は、本願商標の「ポロ」の文字部分及びポロ競技者の図形部分に注目するのであって、このことは、「POLO」がポロ競技を示す一般用語であることと矛盾するものではない。

原告は、「POLO」はポロシャツの略称として普通に用いられているとも主張するが、本願商標がポロシャツ以外の指定商品に使用された場合に、取引者、需要者が「POLO」の語をポロシャツを示すものとして認識することはないというべきであるから、この点についての原告の主張も理由がない。

(3) 「ELDORADO POLO CLUB」が実在のポロクラブであることについて

原告は、「ELDORADO POLO CLUB」がアメリカ合衆国に実在するポロクラブであると主張するところ、甲第11号証、第12号証の1ないし3によれば、同クラブがアメリカ合衆国に実在する全米最大のポロクラブであることは認められるものの、このことが我が国のファッション関連商品の取引者、需要者に知られていることを認めるに足りる証拠はない。

したがって、同クラブがアメリカ合衆国に実在するという事実は、我 が国における本願商標についての商品の出所混同のおそれの判

断を左右するものではない。

(4) 「POLO」の登録商標について

原告は、ラルフ・ローレンが「POLO」の登録商標(登録第1434359号)の商標権者ではなく、また、仮に、ラルフ・ローレンが何らかの権利を有していたとしても、その権利を放棄し、又は他の「POLO」ブランドの存在が自己営業活動に実害がないと表明している旨主張する。

しかし、ラルフ・ローレンが上記登録商標の商標権者でないことは、本願商標についての商品の出所混同のおそれの判断に何ら影響を及ぼすものではないし、原告の主張するように、ラルフ・ローレンが、一部の企業との間で「POLO」ブランドの使用に関して友好関係を構築し、その旨を外部的に宣伝するという事実があったとしても、そのような事実から、ラルフ・ローレンが自らの上記権利を放棄したとか、他の「POLO」ブランドの存在が自己の営業活動に実害がない旨を表明をしたというような事実を推認することはできない。

3 以上によれば、原告主張の審決取消事由は理由がなく、他に審決を取り 消すべき瑕疵は見当たらない。

よって、原告の請求は理由がないからこれを棄却することとし、訴訟費用の負担につき行政事件訴訟法7条、民事訴訟法61条を適用して、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第13民事部

裁判長裁判官	篠	原	勝	美
裁判官	石	原	直	樹
裁判官	長	沢	幸	男